

第2章

これまでの取組と現状

1 公害対策から生活環境保全への歩み

1950年代半ば以降の高度経済成長期の頃は、急激な産業発展と人口増加により、大気汚染や水質汚濁などの公害が深刻化し、生活環境への影響が社会問題となっていました。

産業活動による公害が表面化してきた当初は、公害関係法令の整備が不十分な状況であったため、横浜市は、事業者と公害防止協定（1964年に最初の協定を締結。現在の環境保全協定）を締結するなど、独自の公害対策を進めてきました。

1970年の公害国会では多くの公害関係法令が整備され、全国的な規制と監視体制の強化が図られました。横浜市も1971年に公害対策局を設置し、独自の指導要綱を複数定め、公害関係法令の規制と合わせて、地域の実情に応じた対策に取り組んできました。

その後も公害や生活環境に関する様々な課題が生じるたびに、事象に応じて、国が法令を定めたり、横浜市が条例や計画等を整備することで、適切な対策を進めてきました。これらの対策は、市民や事業者の理解と協力によって着実に成果につながり、現在の横浜の生活環境は大きく改善されています。その一方で、未だ解決していない課題も残されており、今後も継続的な対策が求められています。

公害の歴史を繰り返さないためにも、これまで築いてきた成果を確かな土台にし、より良い生活環境を目指して、今後も着実に対策を継続していくことが重要です。

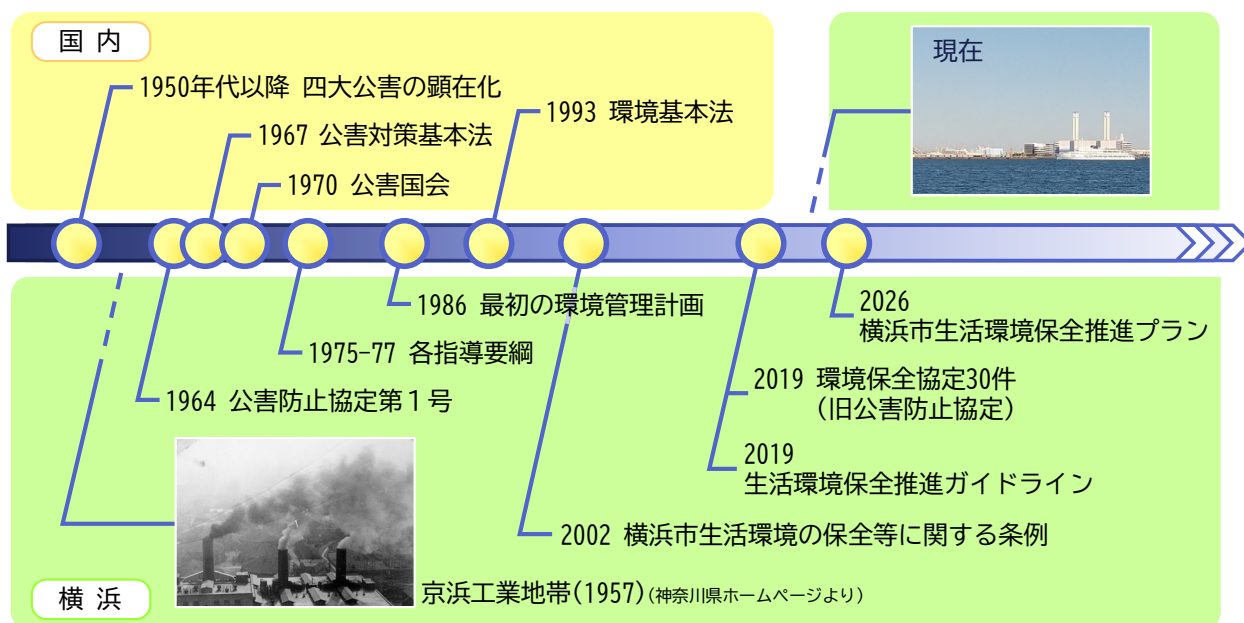


図 2-1 公害対策の歩み

2 横浜の生活環境分野の現状

(1) 大気環境・水環境の概況

大気環境や水環境の状況を把握するため、市内全域に調査地点を設け、大気汚染物質や水質汚濁物質を継続的に監視しています。

ア 大気環境

大気汚染物質濃度の推移は、多くの項目で長期的に改善傾向にあります（図 2-3）。しかし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントの濃度の推移は、長期的にはやや減少傾向にはありますが、これまで明確な改善の傾向は見られていません（図 2-4）。



図 2-2 大気汚染物質の監視地点配置図

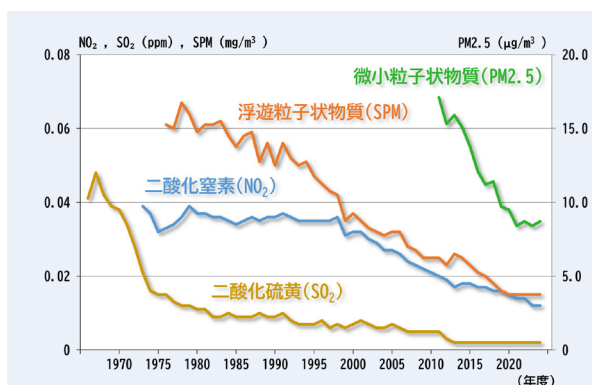


図 2-3 大気汚染物質の年平均濃度の推移
(市内の各測定局の年平均値の全局平均)

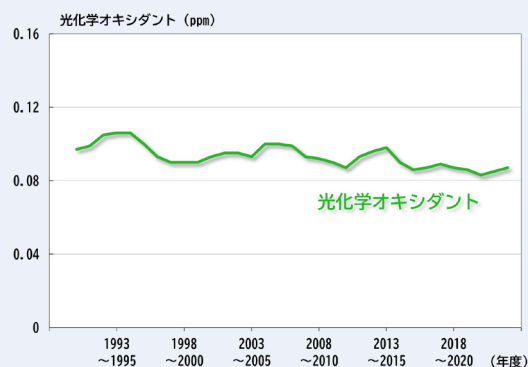


図 2-4 光化学オキシダント濃度の推移
(市内の各測定局の「日最高8時間値の年間99%値の3年移動平均値※」の最大値)

※環境省が設定した、光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標です。

イ 水環境

河川の汚れの指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）は長期的に改善傾向にあり、近年も低濃度で推移しています。海域の汚れの指標となる化学的酸素要求量（COD）は長期的に横ばいの状況ですが、海域の富栄養化の指標となる全窒素や全りん濃度は長期的に改善傾向にあります（図 2-6、図 2-7）。

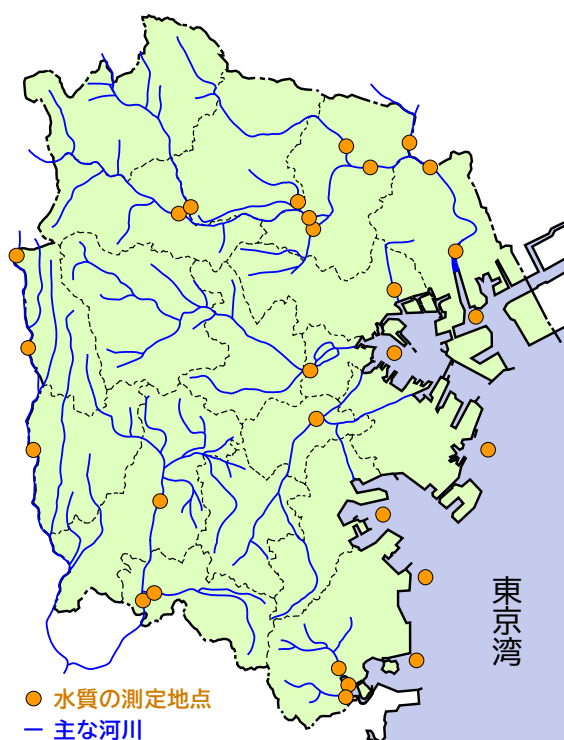


図 2-5 公共用水域の測定地点配置図
(河川の測定地点には、国土交通省又は大和市が測定している地点を含む)

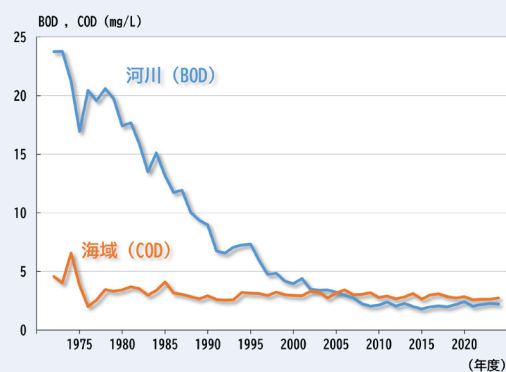


図 2-6 BOD・COD の濃度の推移
(市内の各測定地点の年平均値の全地点平均)

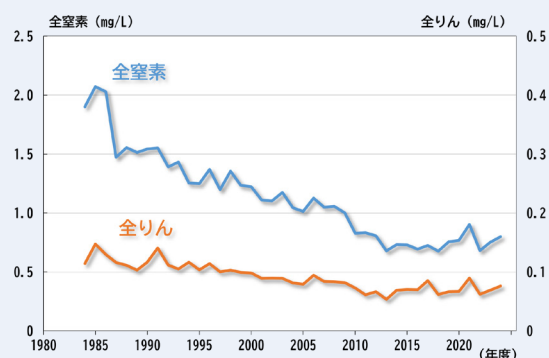


図 2-7 海域の全窒素・全りんの濃度の推移
(市内の各測定地点の年平均値の全地点平均)

(2) 環境基準・水環境目標の達成状況

2024 年度の環境基準の達成状況は表 2-1 のとおりです。また、横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）において、横浜の水環境の目指すべき目安として定めた水環境目標の2024年度の達成状況は表 2-2 のとおりです。

表 2-1 環境基準の達成状況（2024 年度実績）

分野	区分	項目	2024 年度の達成状況
大気環境	大気汚染物質	二酸化硫黄等 4 項目	100%
		二酸化窒素	100%
		光化学オキシダント	0 %
	有害大気汚染物質	ベンゼン等 4 項目	100%
水環境	河川	生物化学的酸素要求量(BOD)	90%
		pH 等 6 項目(生活環境項目)	99～100%
		総水銀等 27 項目(健康項目)	100%
	海域	化学的酸素要求量(COD)	71%
		全窒素	86%
		全りん	43%
		pH 等 6 項目(生活環境項目)	87～100%
		総水銀等 25 項目(健康項目)	100%
地盤環境	地下水	総水銀等 28 項目(概況調査)	96～100%
音環境	騒音	道路交通騒音(面的評価)	88%
		新幹線鉄道騒音	33%
ダイオキシン類	大気・水質・水底の底質・土壌の 4 区分		100%

※1 「達成地点数/測定地点数」の考え方で達成率を計算しています（端数は四捨五入。評価手法により一部項目は検体数ベースで計算）。

※2 二酸化窒素は横浜市の環境目標値（環境基準の下限值である1時間値の日平均値 0.04ppm）により評価しています。

※3 光化学オキシダントは旧環境基準（1時間値が 0.06ppm 以下）により評価しています（2026 年 4 月 1 日に施行された新たな環境基準は 2026 年度の測定値から適用されるため）。

表 2-2 水環境目標の達成状況（2024 年度実績）

分野	区分	項目	2024 年度の達成状況
水環境	河川	生物化学的酸素要求量(BOD)	87%
		ふん便性大腸菌群数	24%
		生物指標による水質評価	92.1%（2022-2023 調査）
	海域	化学的酸素要求量(COD)	13%
		全窒素	38%
		全りん	13%
		ふん便性大腸菌群数	50%（2023 調査）
		生物指標による水質評価	100%（2020-2021 調査）

※1 「達成地点数/測定地点数」の考え方で達成率を計算しています（端数は四捨五入）。

※2 海域のふん便性大腸菌群数は3年に1回の調査のため、2023 年度の結果を記載しています。

※3 生物指標による水質評価は、河川と海域を交互に2年間ずつ調査しているため、直近の結果を記載しています。

(3) 横浜の生活環境分野を取り巻く状況と課題

ここまで述べてきたとおり、現在の横浜の生活環境の状況は、都市基盤の整備や環境法令等の整備・運用のほか、市民や事業者等の環境負荷低減の取組の積み重ねにより、多くの項目で環境基準を達成し、大幅に改善しています。この達成状況は確実に維持していかなければなりません。

その一方で、対策を進めてきましたが、光化学オキシダントやアスベストなど依然として対応が必要な課題が残っています。また、新たな課題も出てきています。

ア 光化学オキシダント

大気中の光化学オキシダントは市内の全測定局で環境基準を達成できておらず(表 2-1)、光化学スモッグ注意報も毎年度発令されている状況(図 2-8)であるため、今後も対策を進めていく必要があります。

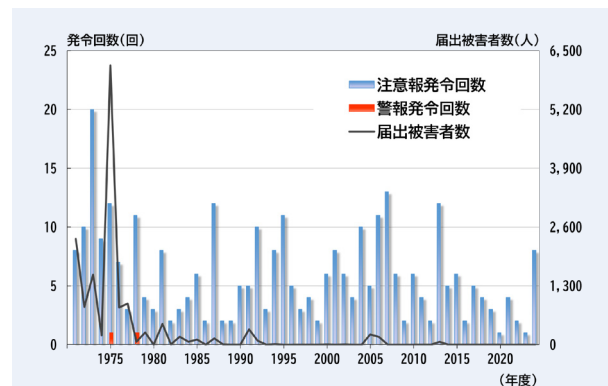


図 2-8 市内の光化学スモッグ注意報等の推移

イ アスベスト

アスベストについては、これから建築物の解体工事件数のピークが訪れると予測されており、苦情件数も増加傾向にあることから、適切な対策が求められています(図 2-9、図 2-10)。

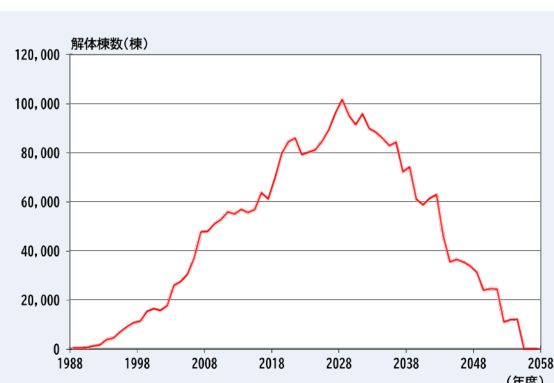


図 2-9 全国のアスベストを含む可能性のある民間建築物の年度別解体棟数(推計)
(社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会第5回の資料を元にして作成)

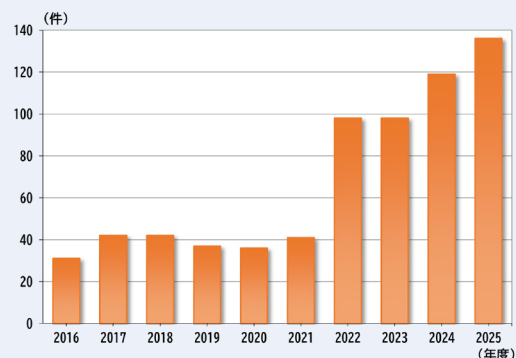


図 2-10 市民からのアスベストに関する苦情件数の推移(最近10年間)
(このグラフは、アスベスト飛散や法令違反の件数を示すものではありません)

ウ 新たな環境汚染物質

有機フッ素化合物（PFAS）やマイクロプラスチックといった新たな環境汚染物質についても、対応を進めていく必要があります。

エ 自然災害

近年は日本各地で大規模な地震や記録的豪雨等の甚大な被害をもたらす災害が発生しており（表 2-3）、横浜でも記録的短時間大雨情報が発表される事例がありました。このような災害に伴う事業所からの化学物質の漏えい・流出等の懸念が高まっているため、化学物質に関する災害対応の強化が求められています。

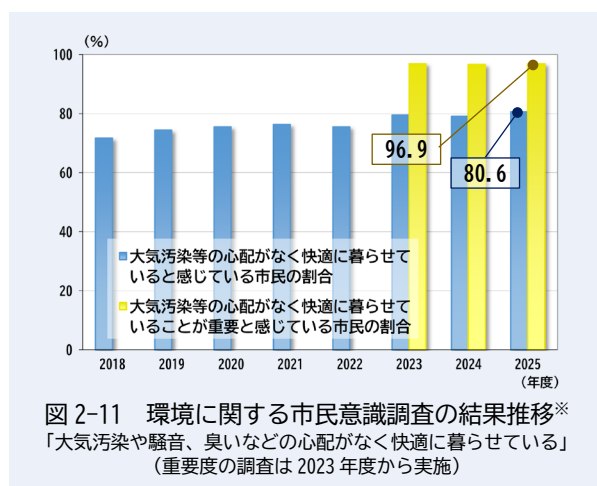
表 2-3 最大震度 7 が記録された地震

発生日月日	地震の名称（災害の名称）
2026 年 7 月 28 日	令和 8 年熊本地震
2024 年 1 月 1 日	令和 6 年能登半島地震
2018 年 9 月 6 日	平成 30 年北海道胆振東部地震
2016 年 4 月 14 日、16 日	平成 28 年（2016 年）熊本地震
2011 年 3 月 11 日	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）
2004 年 10 月 23 日	平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震
1995 年 1 月 17 日	平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）

※ 気象庁ウェブサイト及び気象庁震度データベース検索の掲載情報（2026 年 7 月 29 日閲覧）から作成しています。

オ 市民意識

市民満足度の観点からの対応も必要です。2025 年度「環境に関する市民意識調査」の結果によると、身のまわりの環境について「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている」と感じている方は 80.6%※であることにに対し、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている」ことが重要と感じている方は 96.9%※でした（図 2-11）。現在の環境の状況について一定程度の良い評価が得られているものの、重要と感じている市民の割合と比較すると差があるため、この差を縮めていく必要があります。



※ 「そう思う」又は「少しそう思う」、「重要」又は「少し重要」と回答した市民の割合の合計で、それぞれの設問で母数は同じです。

このほかに、身のまわりの環境について「川や池など親しみをを感じる水辺空間がある」と感じている方は63.2%※であることに
対し、「川や池など親しみをを感じる水辺空間がある」ことが重要と感じている方は77.4%
※でした（図2-12）。親しみをを感じる水辺空間があることが重要と感じている方に比べて、
実際に親しみをを感じる水辺空間があると感じている方は少ない状況であることから、河
川の水環境に関心を持ってもらい、身近に感じてもらえるような取組を進めていく必要
があります。

また、「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている」という設問では、
肯定的に感じている回答と重要と感じている回答の割合の差が大きく、市民意識の差が
大きい状況です（図2-13）。生活環境に関する情報を市民に伝わるように発信していく
必要があります。

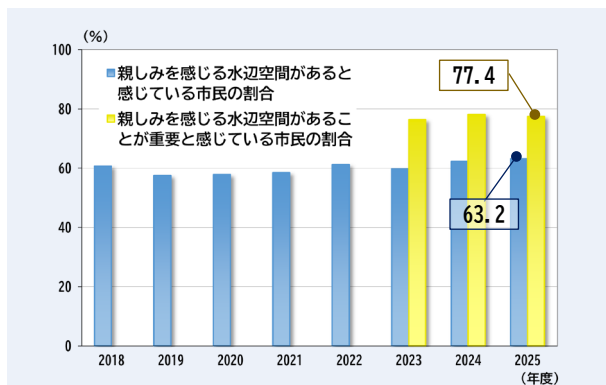


図2-12 環境に関する市民意識調査の結果推移※
「川や池など親しみをを感じる水辺空間がある」
（重要度の調査は2023年度から実施）

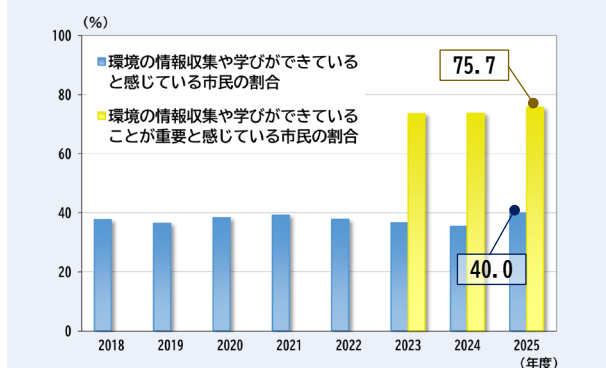


図2-13 環境に関する市民意識調査の結果推移※
「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている」
（重要度の調査は2023年度から実施）

※「そう思う」又は「少しそう思う」、「重要」又は「少し重要」と回答した市民の割合の合計で、それぞれの設問で母数は同じです。

以上のように、横浜の生活環境は、課題が残されているものの、多くの項目で環境基準を達成しており、良好な状況にあります。市民意識の差を縮めていくため、良好な生活環境を保つ取組や課題への対応を進めることに加え、現在の生活環境の状況を分かりやすく伝える取組など、市民の心地よさの実感という視点を取り入れることが求められています。

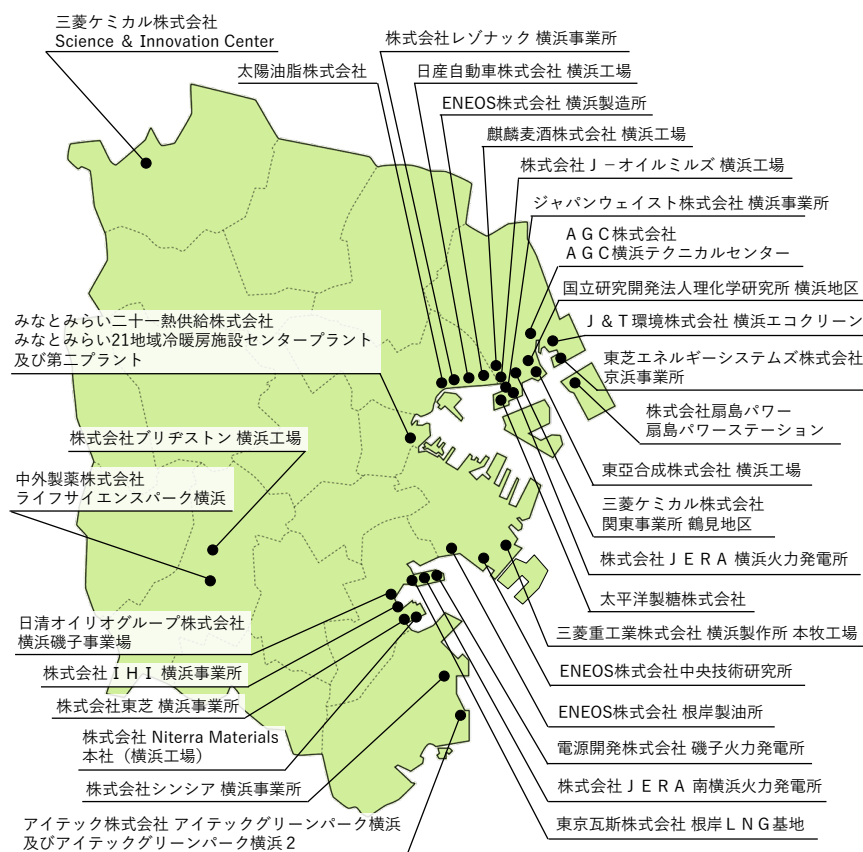
コラム1

事業者との連携による環境負荷の低減（環境保全協定）

1950年代半ば以降、日本は高度経済成長期を迎え、横浜市の臨海部でも産業活動が急速に拡大しました。その一方で、公害が深刻化し、市民の生活環境に大きな影響を及ぼすようになりました。このような状況を受け、横浜市は科学的データをもとに事業者と協議を重ね、1964年に火力発電所と「公害防止協定」を締結しました。事業者と対等の立場で交わした協定は、事業者が法律より厳しい公害対策を約束する内容でした。

その後、横浜市は臨海部の多くの事業者とも同様の協定を締結し、環境改善に連携して取り組んできました。事業計画段階から環境負荷の低減や回避について協議する取組は「横浜方式」と呼ばれ、後の環境アセスメント制度の先駆となりました。

現在では名称を「環境保全協定」に変更し、多様化する環境問題に対応していくため、大気汚染や水質汚濁等の対策に加え、地球温暖化対策や緑化などの分野を含めた幅広い内容に拡充されています。今後も協定の運用を通して、事業者との連携による環境負荷の低減に取り組んでいきます。



環境保全協定締結事業所（32事業所）の位置図（2025年度末時点）